

松戸市高齢者補聴器購入費用助成について

令和7年6月
受付開始

聴力の低下により、周囲の人々とのコミュニケーションが難しくなるなど、生活に支障が生じている高齢者の方々が、補聴器を利用することによって生活の質が向上し、社会参加の意欲が高まります。松戸市では、住み慣れた地域で、いきいきと自分らしい生活が送れるよう、補聴器購入費の一部を助成します。

対象者

次の要件をすべて満たしている方

- 補聴器購入費日時点で、松戸市に住民票がある65歳以上の方
- 市民税非課税世帯の方
- 耳鼻咽喉科の医師により、補聴器使用が必要と診断された証明がある方
- 聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない方(申請中の方も助成対象外)
- 過去にこの助成を受けていない方



助成の内容

30,000円を上限として、1人1回限りの助成です。
(令和7年4月以降の補聴器購入が助成の対象です)

- 補助対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ
(集音器・付属品購入費、修理費用等は対象外です)

※ 片耳、両耳問わず上限は30,000円

※ 申請件数が予算上限に達した場合は、受付を終了します。

医療機関様へのお願い

加齢性難聴疑いの方が受診した際のお願い

- **上記の対象要件に当てはまる方が受診した場合は、**
 - ・保険診療にて診察をお願いします。
 - ・診察、検査の実施および本事業の該当者への医師の証明書の作成をお願いいたします。

※ 受診料や検査料、文書料は患者様自己負担となります。市からの補助はありません。

※ 患者様は、医師の証明書(市の指定する様式)を持参しています。お忘れ等により持参していない場合は、高齢者支援課よりお送りしている証明書をご利用ください。

- **本助成制度に該当せず医療費控除の申請を検討している方が受診した場合は、**
「補聴器相談医」にかかる必要があることや、「認定補聴器専門店」または
「認定補聴器技能者」が在籍する販売店での購入が必要であることをご案内下さい。

身体障害者手帳による補装具費の給付の可能性がある場合

次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するものの場合は、補装具費の給付の可能性がありますので、「身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師」にご紹介下さい。

- 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- 4 平衡機能の著しい障害

出典：身体障害者福祉法の別表

申請までの流れ

補聴器の購入費用の一部(上限30,000円)を助成します
(令和7年4月以降の補聴器購入が助成の対象です)

1 市に相談

2 申請書(2種)を入手

- 申請書(第1号様式)
- 医師の証明書(第2号様式)

市ホームページからダウンロード、または、市担当課で受取る。

3 耳鼻咽喉科を受診・検査

「医師の証明書(第2号様式)」を持参の上受診し、医師に証明書の作成を依頼(文書料は自己負担)する。地域包括支援センターが開催する教室等に参加し受診勧奨をされた場合は、「受診勧奨票」を持参します。

4 補聴器を購入

補聴器販売店で補聴器を購入し、「領収書及び納品書等※」を受取る。

※「領収書」は、購入日・購入者氏名・品名・型番・金額・事業所名・事業所印の入っているもの

5 必要な書類をそろえて申請(郵送可)

次の書類を添えて、下記申請先まで郵送(対象用品購入後、2週間以内を目安に申請)。申請受付は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内。

- 申請書(第1号様式)
- 医師の証明書(第2号様式)
- 補聴器の領収書
- ※必要な方のみ 市区町村民非課税証明書

6 決定通知、助成費用のお振込み

申請書の確認後、高齢者支援課から決定通知を送付し、その後ご指定の口座にお振込みいたします。

補聴器の購入店舗について

補聴器は、医療機器認定を受けている補聴器の取扱いがあり、見積書・領収書の作成をしていただける店舗であれば、市内外を問わず、どの店舗でも購入していただけます。

但し、インターネットで購入した場合は助成の対象外となります。

※本助成制度に該当しない方が、医療費控除を検討している場合は、購入店舗が指定されていますので、ご注意ください。



「補聴器購入者が医療費控除を受けるために」参照

[日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページ参照](#)→

お問い合わせ
申請先

高齢者支援課

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

電話 047-366-7346